

## 令和7年11回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年11月10日（月） 午後3時00分

開催場所 岐阜市役所 庁舎6階 6-1 大会議室

出席委員 岩佐 哲司・江崎 和浩・江崎 美咲・河田 均  
館林 朋子・永田 俊幸・西垣 隆・野々村 貢  
林 明・林 安廣・藤吉 理功・松野 芳正  
山口 貴範・山中 敏彰

欠席委員 酒井 勉・清水 健吉・帽下 信孝・高橋美穂子

議長 栗本 恒雄

農地利用  
最適化推進委員会 伊藤 一仁・塩谷 芳美・大野 政司・大野 達朗  
小川 正美・加藤 一夫・加納 啓吉・窪田 博  
栗原 修司・神山 肇・小林 英彦・近藤 敏弘  
酒井 秀夫・高橋 正男・田中 光弘・玉田 昇三  
戸崎 和美・野水 千尋・林 俊朗・平手 金治  
福井 恒夫・堀 美勝・本田 忠男・松岡 静典  
宮部 辰男・森瀬 秀雄・柳原 芳靖・山口 温朗

事務局 事務局長 三嶋 克之 主幹 小栗健一郎  
副主幹 佐藤 智香 主査 佐々木宗弘  
副主査 岡田 崇正 主任 山田潤一郎  
主事 藤野 元志

関係者 経済部農林課主任主事 一色 瑛里佳

議事  
議案第 48 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について  
議案第 49 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について  
議案第 50 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について  
議案第 51 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について  
議案第 52 号 地域計画変更のための意見聴取について

報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について  
報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について  
報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議長	<p>それでは、令和7年第11回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、19名中15名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。</p>
議長	<p>議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議席番号18番、野々村貢委員、議席番号1番、江崎和浩委員の両委員よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第48号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転12件、以上を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐々木主査	<p>それでは、議案第48号について説明いたします。</p> <p>農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。</p> <p>3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する、営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。</p> <p>今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。</p>
	<p>2ページをお願いします。</p> <p>1番、長良地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。</p> <p>2番、鷺山地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。</p> <p>合計916平方メートルの畠のうち、共有持分3分の1ずつをそれぞれの譲渡人から譲り受け、取得後は、野菜を栽培する予定です。</p> <p>3番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。</p>
	<p>3ページをお願いします。</p> <p>4番及び5番、岩野田地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。</p> <p>6番、黒野地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。526平方メー</p>

トルの畠を譲渡人から譲り受け、取得後は、柿を栽培する予定です。

7番、岩地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4ページをお願いします。

8番、日置江地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

9番、三輪地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

10番、三輪地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では水稻を栽培するものです。

11番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5ページをお願いします。

12番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第48号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

議長

それでは、1番、長良地区は、事務局から説明いたします。

佐々木主査

1番の申請は、農業経営を拡大するため受人へ畠を譲り渡すものです。

申請地では、果樹を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されているため、許可は問題ないとのことです。

議長

続きまして、2番、鷺山地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

2番の申請は、世帯内贈与で受人へ、畠を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、南長森地区は林明委員、お願いします。

林(明)委員 3番の申請は、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長 ありがとうございました。

続きまして、4番および5番、岩野田地区は事務局から説明いたします。

佐々木主査 4番および5番の申請は、農業経営の安定を図るため、共有者から受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されているため、許可は問題ないとのことです。

議長 続きまして、6番、黒野地区は野々村貢委員、お願ひします。

野々村委員 6番の申請は、世帯内贈与で受人へ畑を譲り渡すものです。

10月29日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人の代理人及び受人の家族と共に現地立会いを行いました。

申請地では、柿を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長 ありがとうございました。

続きまして、7番、岩地区は事務局から説明いたします。

佐々木主査 7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

10月28日に、農業委員、農地利用最適化推進委員、及び受人の代理人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、水稻が栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長 続きまして、8番、日置江地区は江崎和浩委員、お願ひします。

江崎委員

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、9番、三輪山県地区は山口貴範委員、お願ひします。

山口委員

9番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畠を譲り渡すものです。  
10月29日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。  
申請地では、野菜を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、10番、三輪春近地区は藤吉理功委員、お願ひします。

藤吉委員

10番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。  
11月5日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人と共に現地立会いを行いました。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、11番、網代地区は松野芳正委員、お願ひします。

松野委員

11番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畠を譲り渡すものです。  
10月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。  
申請地では、牧草を栽培される予定です。  
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長	ありがとうございました。 続きまして、12番、柳津地区は江崎和浩委員、お願ひします。
江崎委員	12番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田及び畠を譲り渡すものです。 10月31日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人とともに、現地立会いを行いました。 申請地では、それぞれ水稻及び野菜を栽培される予定です。 受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。
議長	ありがとうございました。 議案第48号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。
議長	発言もないようなので、採決に入ります。 議案第48号について、賛成の方は挙手願います。
【全員挙手】	
全会一致で、原案のとおり決定いたします。	
議長	続きまして、議案第49号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。
佐々木主査	それでは、議案第49号について説明いたします。 市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。7ページの総括表をご覧ください。 今回は、1件、662平方メートルです。
8ページをお願いします。	
1番、三輪地区の申請は、農地の嵩上げのため一時転用するものです。	
申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であるこ	

と、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため、例外的に許可し得るものです。

以上でございます。

ただいま、議案第49号について事務局から説明がありました。

議長 議案第49号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

発言もないようなので、採決に入ります。

議長 議案第49号について、賛成の方は挙手願います。

### 【全員挙手】

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第50号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第50号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、合計333平方メートルです。

11ページをお願いします。

1番、網代地区の申請は、所有権移転により、林業資材置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地ですが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可し得るものです。

以上でございます。

	ただいま、議案第50号について事務局から説明がありました。
議長	議案第50号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。
	発言もないようなので、採決に入ります。
議長	議案第50号について、賛成の方は挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
	全会一致で、原案のとおり決定いたします。
議長	続きまして、議案第51号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、今回の申請は、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。
佐々木主査	<p>それでは、議案第51号について説明いたします。 農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。 13ページをお願いします。</p> <p>1番、三輪地区の申請は、令和7年1月15日付で農地法第4条許可済です。</p> <p>この度、当初計画の畠地転換工事中、搬入土に産業廃棄物の混入が発覚したことから、その撤去に伴う期間延長が必要であるため、事業期間を変更するものです。</p> <p>変更後も事業計画に従って実施されることが確実であること、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び変更後も農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認しうるものです。</p> <p>また、1番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模案件になりますので、43ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。</p> <p>転用されている場所は、岐阜ファミリーパークから、北へ約500mほどの所です。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	ただいま、議案第51号について事務局から説明がありました。
	議案第51号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第51号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第52号地域計画変更のための意見聴取について、  
以上を議題といたします。関係部局の説明を求めます。

一色主任主事

本日はお時間いただきありがとうございます。  
農林課一色と申します。  
では、議案第52号の地域計画変更のための意見聴取についてご説明いたします。  
着座にて失礼いたします。

今回は、地域計画の区域内農地にて、農地転用の事案が発生したため、地域計画区域から該当農地を外す地域計画の変更を行うものです。  
地域計画を変更する際には、農業経営基盤強化促進法第19条第6項により、農業委員会へ意見聴取を行うこととされておりますので、議案として諮らせていただきます。

それでは、お手元資料の15ページの地域計画変更内容一覧をご覧ください。

今回は、合渡地区で3筆の農地転用事案が発生しております。

では、16ページから19ページの地域計画変更案をご覧ください。  
こちらが合渡地区の地域計画変更案でございます。  
黄色で着色しております区域内の農用地等面積を対象農地の面積を除いた数値に変更しております。

また、集積率、地域内の農業を担う者の経営面積も変更しております。

目標地図が21ページ、22ページにございます。

22ページに今回変更する農地として、申出地No. 1からNo. 3として載せてございます。

以上でございます。

ただいま、議案第52号について関係部局から説明がありました。  
議案第52号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第52号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。  
報告第33号から第35号について、事務局の説明を求めます。

それでは、報告第33号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。  
24ページをお願いします。  
許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。  
届出は、39件、  
合計100,517.05平方メートルです。

続きまして、  
報告第34号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。  
26ページをお願いします。  
市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。  
届出は、4件、合計2,054.00平方メートルです。  
明細は、27ページです。

続きまして、  
報告第35号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。  
29ページをお願いします。  
市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行

う第5条届出の総括表となっております。

届出は、48件、合計31,081.81平方メートルです。

明細は、30ページから42ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和7年10月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時23分閉会を宣す。